

国立大学法人島根大学と株式会社山陰中央新報社
との包括連携協力に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「甲」という。）と株式会社山陰中央新報社（以下「乙」という。）は、地域発展に寄与するため、互いに連携・協力することに合意し、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれ所有する知的・人的資源を有効に活用し、連携・協力することにより、甲にあっては多様な教育・研究の振興及び地域社会に貢献することを、乙にあっては文化的・社会的事業の振興により地域社会の継続的発展に貢献することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲と乙は次の各号に定める事項について、互いに連携・協力する。

- 一 教育・研究の振興に関すること。
- 二 地域活性化に係る文化的・社会的事業の振興に関すること。
- 三 その他、地域社会の発展に資する活動に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく連携協力において知り得た情報（情報の媒体の形態は、文書、電磁的記録その他の情報の形態を問わず、また、その複写物及び提供された情報を基に作成された資料を含むものとする。）を連携協力上必要な範囲を超えて使用してはならず、相互の事前承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

- 一 情報開示した者から事前承諾を得て第三者に開示する情報
- 二 情報開示した者から開示を受けた際に既に公知となっている情報
- 三 情報開示した者から開示を受けた後、開示を受けた者の責によることなく公知となった情報
- 四 情報開示した者から開示を受ける前に取得していた情報
- 五 法令等の規定により開示しなければならない情報

（複写及び保管）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携協力において知り得た情報を複写、複製する場合は、連携協力上必要な範囲で行い、善良なる管理者の注意を持って管理し、保管するものとする。

- 2 情報開示した者から当該情報の返還請求があった場合、請求された者はこれを速やかに返還し、又は情報開示者の指示に従って処分するものとする。

（対外発表）

第5条 本協定に基づく連携協力の全部または一部について公表を行う場合は、事前に協議して、その公表の時期、内容、方法等に関し合意した上で行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに本協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は更に1年間これを延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲と乙は本協定の有効期間中であっても、解除予定の1月前までに書面により通知することにより、本協定を解除することができる。
- 3 本協定が第1項に定める有効期間の満了又は前項による解除により効力を失った後も、前条及び第3条の規定は、本協定の終了後5年間は引き続き効力を有するものとする。

(疑義の決定等)

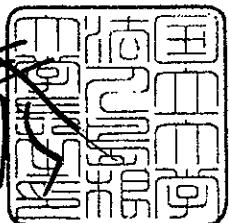
第7条 本協定書に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義が生じた場合は、相互で協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年6月13日

甲 国立大学法人島根大学長

小林洋介



乙 株式会社 山陰中央新報社 代表取締役社長

木村 伸

山陰中央新報社

